

草津市中小企業成長投資促進補助金

Q&A（よくある質問）

令和8年9月

草津市環境経済部商工観光労政課商工観光労政係

お問い合わせ

（電話）077-561-2351

（メール）shoro@city.kusatsu.lg.jp

※受付時間：9時00分～16時45分（土・日・祝日および年末年始は除く。）

1 補助対象事業者について

Q 1 - 1 : 対象となる業種は何か。

A : 対象となる業種は、製造業・建設業・運輸業その他の業種、卸売業、小売業またはサービス業です。農業や漁業等の第一次産業も対象となります。

Q 1 - 2 : 「中小企業者」の定義は何か。

A : 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項で判断します。

Q 1 - 3 : 「小規模企業者」の定義は何か。

A : 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項で判断します。

Q 1 - 4 : みなし大企業とは何か。

A : 企業規模は中小企業の定義に該当しますが、親会社である大企業の傘下にある企業を指します。
なお、本補助金におけるみなし大企業は以下のとおりです。

・ 次のいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業者（中小企業者等以外の企業をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業者が所有している中小企業者

ウ 大企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数または出資価格の総額をアからウまでの規定に該当する中小企業者等が所有している中小企業者

オ アからウまでの規定に該当する中小企業者等の役員または職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者

Q 1 - 5 : 個人事業主は対象となるか。

A : 対象となりますが、申請時点で開業届を提出しており、事業実態があるものに限りです。

Q 1 - 6 : NPO 法人、農事組合法人、社会福祉法人等は対象となるか。

A : 中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業者および同条第 5 項に定める小規模企業者を対象とするため、NPO 法人等は対象となりません。

Q 1 - 7 : 本店が市外にある場合も対象となるか。

A : 本店が市外の場合であっても、市内の事業所に設置する場合は対象となります。

Q 1 - 8 : 本社は市内にあるが、市外の事業所に設備を導入する場合は対象となるか。

A : 対象となりません。補助対象となる設備等は、市内の事業所に設置・導入する必要があります。

Q 1 - 9 : 市外で事業を営んでいるが、市内に新規出店する場合は対象となるか。

A : 申請時点で市内に新規出店し、履歴事項全部証明書等により、その事実が把握できる場合は対象となります。

2 補助対象事業について

Q 2 - 1 : 「新事業展開」とは、どのような取組か。

A : これまでとは異なる業種や業態、新たな市場に参入するために設備を導入する取組等が対象となります。

Q 2 - 2 : 「事業拡大」とは、どのような取組か。

A : 新たなサービスメニューの提供による、既存事業の規模を拡大する取組等が対象となります。

Q 2 - 3 : 「生産性向上」とは、どのような取組か。

A : 新しい機械やソフトウェアの導入等により生産・業務の効率化やDX化を行う取組等が対象となります。

Q 2 - 4 : 生産性向上について、具体的な数値目標は必要か。

A : 客観的な目標値はございませんが、導入する設備等によって、どのように生産性が向上するのかを提出書類に具体的に記載していただく必要があります。

Q 2 - 5 : 既存の機械や設備を改良する場合は対象となるか。

A : 既存の機械や設備を改良することによって、新事業展開、事業拡大または生産性向上に資する場合は対象となりますが、単なる機器更新の場合は対象外となります。

Q 2 - 6 : 複数の設備をまとめて申請することはできるか。

A : 可能です。ただし、それぞれの設備等について、補助対象事業との関連性や導入による効果を明確にしてください。

Q 2 - 7 : 他の補助金との併用は可能か。

A : 同一の事業・経費について、国、県、市その他の機関が実施する補助金等を重複して受けることはできません。また、税制優遇等を受けている場合も併用できません。

3 補助対象経費について

Q 3 - 1 : 支払いの証拠書類を紛失したが対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 2 : グループ会社との取引は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 3 : 交付決定前に支出した経費は対象となるか。

A : 対象となりません。発注行為を行っている場合も対象外となります。

Q 3 - 4 : 申請時に予定していたものと違う設備を購入した場合は対象となるか。

A : 事業の目的および効果に影響を及ぼす場合は、あらかじめ、変更交付申請書を提出し、承認を得る必要があります。

Q 3 - 5 : 現在使用している設備が老朽化している為、買い替えたいが対象となるか。

A : 新しく導入を予定する設備の性能が付加価値額の増加にどのように資するかを仕様書・パンフレット・カタログ等により客観的に示していただく必要があります。

Q 3 - 6 : 事業に用いる道具を買い替えたいが対象となるか。

A : 仕様書・パンフレット・カタログ等の根拠書類により、付加価値額の増加にどのように資するかが客観的に把握できないような、単なる道具等の買い替えは認められません。

Q 3 - 7 : リースやレンタルの費用は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 8 : 新規出店のための店舗の購入費や家賃は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 9 : 経費に含まれる消費税は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 10 : パソコンやタブレットの購入は対象となるか。

A : 汎用性の高いものは対象となりません。

Q 3 - 12 : 車両の購入は対象となるか。

A : 対象となりません。なお、キッチンカー・除雪車・油圧ショベル等、特殊な設備を搭載した車両に限り、補助対象事業の実施に当たって必要不可欠であり、補助対象事業以外での使用をしない場合は対象となります。

Q 3 - 13 : 中古品の購入は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 14 : 新事業展開のために雇用する従業員の人件費は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 15 : 再エネ発電設備は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 1 6 : クラウドサービスの利用料は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 1 7 : 補助対象事業に使用する消耗品は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 1 8 : 事業所の照明設備の L E D 化は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 1 9 : 事業所の改修工事は対象となるか。

A : 対象となりません。

Q 3 - 2 0 : 複数の経費を申請する場合、6 0 万円以上（小規模企業者は 3 0 万円以上）という要件は、経費ごとに満たす必要があるか。

A : 経費ごとに満たす必要はありません。補助対象となる経費をすべて合算した総額が、中小企業者は 6 0 万円以上、小規模企業者は 3 0 万円以上であることが必要です。

Q 3 - 2 1 : 複数の設備を購入し、一部を市内事業者、一部を市外事業者から購入した場合、補助上限額は 1 5 0 万円となるか。

A : 一部でも市外事業者への発注がある場合は、1 5 0 万円の補助上限は適用されません。（補助上限額は通常の 1 0 0 万円となります。）

Q 3 - 2 2 : 市内事業者であれば、どこの事業者でもいいのか。

A : グループ会社や専門業者でない場合、事業を営んでいない個人等の場合は対象となりません。

Q 3 - 2 3 : 電話等で注文したため発注書・発注請書・納品書等がない場合、対象となるか。

A : 口頭等での取引は対象外となります。発注書・発注請書等の必要書類を発行できるかを見積取得時等に販売元に確認をお願いします。

Q 3 - 2 3 : 量販店（店頭）で購入するため、発注書・発注請書・納品書・請求書等がない場合、対象となるか。

A : 対象となります。ただし、交付申請時に購入予定価格が分かる書類、実績報告時に購入日や購入額が分かる書類（レシート等）の提出が必要となります。

Q 3 - 2 4 : インターネット通販での購入は対象となるか。

A : 対象となります。ただし、交付申請時に購入予定価格が分かる書類、実績報告時に購入日や購入額が分かる書類（注文確定メールまたは注文内容の詳細のスクリーンショット等）の提出が必要となります。

Q 3 - 2 5 : 市内事業者のインターネット通販で設備を購入した場合、補助上限額 1 5 0 万円は適用されるか。

A : インターネット通販で購入した設備については、市内事業者からの購入であっても、補助上限額 1 5 0 万円は適用されません。（補助上限額は通常の 1 0 0 万円となります。）

4 申請について

Q 4 - 1 : 申請書類を窓口もしくは郵送で提出することはできるか。

A : 提出方法は、草津市電子申請サービスのみとなり、窓口・郵送での受付は一切行いません。なお、電子申請サービスの操作方法がご不明な場合は、別途お問い合わせください。

Q 4 - 2 : 受付は先着順か。

A : 先着順となり、予算額に達すると見込まれる場合は、申請受付期間内であっても募集を終了することがあります。なお、先着順は、電子申請サービスによる申請完了順となりますが、申請内容に不備等があり、市が定めた補正期限を超過しても補正がなされない場合は、受付は取消となり、改めて申請いただく必要があります。

Q 4 - 3 : 生産性の向上は何で証明すればいいのか。

A : 実績報告時に、具体的な数値目標は不要ですが、「●●の導入により、時間当たりの生産量が△△個増加」等、具体的に記載してください。（字数の取り決めがありますので留意してください。）

Q 4 - 4 : 交付決定後に事業を廃止（中止）することはできるか。また、それまでに支出した経費は対象となるか。

A : 交付要綱第 7 条で定める様式を市に提出する必要があります。なお、この場合、それまでに支出した経費は対象となりません。

Q 4 - 5 : 事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。

A : 事業の内容（機械の設置、新商品の開発等）および経費の支払い（クレジットカードによる場合はカード会社からの引き落とし）、事業の効果測定等がすべて完了した時点を指します。

5 支払いについて

Q 5 - 1 : 経費の支払いはクレジットカードでも可能か。

A : 原則は、振り込み払いとします。やむを得ない場合のみ、クレジットカードも可能ですが、補助対象事業者が法人の場合、法人カードによることとし、個人の場合は、代表者名義のカードでカード会社から、令和 9 年 2 月 1 5 日までに口座引き落としが確認できる書類が必要です。

Q 5 - 2 : 経費の支払いは電子マネーでも可能か。

A : 電子マネーでの支払いは補助対象となりません。また、相殺や手形等の特殊な方法による支払いも補助対象となりません。

Q 5 - 3 : 経費の支払いは現金でも認められるか。

A : 認められません。ただし、やむを得ない場合で税抜 1 0 万円未満の場合、発行者、宛名、日付、金額が明記された領収書が発行されている場合に限り、対象となります。

6 その他

Q 6 - 1 : 申請すれば必ず補助金がもらえるのか。

A : 書類の不備や事業計画の内容により不採択とすることがあります。また、予算額の上限に達した場合も補助金の交付はできません。

Q 6 - 2 : 交付決定後に経費が増えた場合、補助金を増額できるか。

A : できません。交付決定額を上回る補助金の増額は認められません。

Q 6 - 3 : 補助下限額以上の金額で申請したが、実際に購入した結果、補助下限額を下回った場合はどうなるか。

A : 交付決定の取消となり、補助金を支給できません。

Q 6 - 4 : 補助金の先払い（概算払い）はできるか。

A : できません。実績報告書の提出・審査・額の決定が確認でき次第、補助金の支払いを行います。

Q 6 - 5 : 作成した事業概要書等の記載内容について、申請前に確認や相談ができるか。

A : 公平性の観点から審査にかかわる個別の相談等には応じられません。